

厚岸町規則第16号

厚岸町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町営住宅管理条例施行規則（平成9年厚岸町規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（緊急連絡人）

第8条 条例第12条第1項第1号に規定する緊急連絡人は、次項に規定する緊急連絡人の責務を負える者でなければならない。

2 条例第12条第4項の規則で定める責務は、次に掲げるものとする。

(1) 入居者と連絡を取ることができない場合に対応すること。

(2) 入居者が退去の手続を行うことが困難である場合に入居者に代わって当該手続を行うこと。

3 町長は、入居決定者が前項各号に掲げる責務を負うことができる緊急連絡人を確保することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める者を緊急連絡人とすることができる。

4 入居者は、緊急連絡人を次に掲げるいずれかにより変更しようとするときは、別記第6号様式の緊急連絡人変更届出書を町長に提出しなければならない。

(1) 緊急連絡人を変更したいとき。

(2) 緊急連絡人が死亡したとき。

(3) 緊急連絡人の住所、連絡先等に変更が生じたとき。

第8条の2を削る。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第7条関係)

厚岸町営住宅借受証書			
年 月 日			200円 収入印紙 貼附割り 印
厚岸町長		様	
住宅所在地	厚岸町		
住宅規模等	年度建設		DK
住宅番号		月額家賃	円
<p>上記厚岸町営住宅について、入居後は次の条件を遵守いたします。</p> <p>1 公営住宅法(昭和26年法律第193号)、同施行令(昭和26年政令第240号)及び厚岸町営住宅管理条例(平成9年条例第17号)の定めを遵守するとともに、万が一厚岸町に対して損害をかけたときは、賠償の責を負うことを約束いたします。</p> <p>2 不正の行為により法令又は町条例規則に違反して立ち退きを命じられたときは、町長の指定する期日までに立ち退きいたします。この場合、立ち退きによって生ずる一切の損害賠償等の請求はいたしません。</p> <p>3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合であって町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、町営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨勧告を行い、勧告に従わない場合には明渡しを請求されても異議ありません。</p>			
入居者	氏名	印	年 月 日生
	住所	電話番号	
	職業	(勤務先)	
緊急連絡人	氏名	印	年 月 日生
	住所	電話番号	
	職業	(勤務先)	
人	氏名	印	年 月 日生
	住所	電話番号	
	職業	(勤務先)	

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第8条関係）

緊急連絡人変更届出書	
厚岸町長	様
	年 月 日
	届出人 住所 氏名
私は、緊急連絡人（連絡先等）の変更を届け出ます。	
1. 現在の緊急連絡人	
住 所	
名 前	㊟
2. 緊急連絡人（連絡先等）の変更	
住 所	〒
フリガナ 名 前	㊟
職 業	（職場： ）
電話番号	自宅： - - 携帯： - - 職場： - -
生年月日	年 月 日生
申請者との関係	
※氏名欄に自署した場合は、押印を省略できます。 （備考） 1 緊急連絡人は、確実に連絡を取れる人にしてください。 2 この緊急連絡人を変更する場合、緊急連絡人の連絡先（住所、電話番号等）に変更がある場合は、緊急連絡人変更届出書（別記第6号様式）を提出してください。 3 入居者の生存確認や緊急の修理の必要があるなどのやむを得ない場合は、緊急連絡人の承諾により室内に立ち入ることができるものとします。 4 入居者に連絡が取れない場合、町から緊急連絡人に連絡することがあるので、速やかに対応してください。	

別記第7号様式から別記第7号様式の6までを次のように改める。

別記第7号様式から別記第7号様式の6まで 削除

別記第22号様式及び別記第38号様式中「平成」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。